6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tsuyoshi Koike Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : The construction work of road improvement for Yotsukura-Hisanohama Area in Route 6

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 9 April 2014

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 19 May 2014 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 19 May 2014 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 19 May 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月24日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

契約担当役　理事長　河野　一郎

◎調達機関番号　576　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

A　国立霞ヶ丘陸上競技場等とりこわし工事（北工区）

B　国立霞ヶ丘陸上競技場等とりこわし工事（南工区）

⑶　工事場所　東京都新宿区霞ヶ丘町10番１号他

⑷　工事概要

A　国立霞ヶ丘陸上競技場　鉄筋コンクリート造、地上５階地下１階建、延べ面積約51,600㎡（北工区約24,000㎡）、日本スポーツ振興センター本部棟　鉄筋コンクリート造、地上４階地下２階建、延べ面積約4,500㎡、及び外構のとりこわし

B　国立霞ヶ丘陸上競技場　鉄筋コンクリート造、地上５階地下１階建、延べ面積約51,600㎡（南工区約28,000㎡）、及び外構のとりこわし

⑸　工期　A、B　平成27年９月30日まで

⑹　本工事は、工事施工について「工事全般の施工計画」及び「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式を実施する試行工事である。

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は資料提出等及び入札を紙方式で行う。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす単体有資格者（以下、「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。

⑴　独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程（平成15年度規程第49号）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをした者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,190点以上（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,000点以上）であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てをした者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　元請けとして平成５年度以降に完成した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積7,000㎡以上かつ４階建以上の建築物のとりこわし工事又はとりこわしを伴う建築工事

⑸　共同企業体で参加する場合の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、出資比率が最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成５年度以降に、２⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、２⑽①③を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑿　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「独立行政法人日本スポーツ振興センター競争参加者の資格等に関する細則」（平成15年度細則第35号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒃　下記３⑶に掲げる総合評価の評価項目に示す「工事全般の施工計画」の欠格に該当しないこと。

⒄　入札説明書の交付を受けた者であること。